

令和 7 年 第 5 回 筑紫野市議会定例会（9 月） 提出議案について

令和 7 年第 5 回筑紫野市議会定例会（会期：8 月 29 日から 9 月 26 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第 15 号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
筑紫野市固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服申出を審査決定するための委員会で、市の基幹税である固定資産税の評価業務のより一層の適正公正を期するため、中立・独立した第三者機関として設置、運営されているものです。 本件は、現委員である白石誠氏が令和 7 年 9 月 27 日で任期満了となるため、白石氏の再任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。	
認定第 1 号	令和 6 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
本決算（認定第 1～10 号）は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。 歳入決算額は 427 億 4,654 万 7,659 円、これに対する歳出決算額は 417 億 2,770 万 3,275 円です。これを差し引くと 10 億 1,884 万 4,384 円の黒字となっています。	
認定第 2 号	令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 98 億 2,255 万 1,208 円、これに対する歳出決算額は 96 億 9,810 万 716 円です。これを差し引くと 1 億 2,445 万 492 円の黒字となっています。	
認定第 3 号	令和 6 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 392 万 8,215 円、これに対する歳出決算額は 386 万 6,060 円です。これを差し引くと 6 万 2,155 円の黒字となっています。	

認定第 4 号	令和 6 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 701 万 8,390 円、これに対する歳出決算額は 442 万 7,571 円です。これを差し引くと 259 万 819 円の黒字となっています。	
認定第 5 号	令和 6 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 77 億 7,436 万 5,953 円、これに対する歳出決算額は 76 億 846 万 7,309 円です。これを差し引くと 1 億 6,589 万 8,644 円の黒字となっています。	
認定第 6 号	令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 31 億 6,242 万 7,507 円、これに対する歳出決算額は 30 億 9,677 万 4,383 円です。これを差し引くと 6,565 万 3,124 円の黒字となっています。	
認定第 7 号	令和 6 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 1 億 8,223 万 7,982 円となっています。	
認定第 8 号	令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 334 万 98 円、これに対する歳出決算額は 290 万 4,058 円です。これを差し引くと 43 万 6,040 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 18 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 9 号	令和 6 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 3,380 万 1,436 円、これに対する歳出決算額は 2,889 万 8,774 円です。これを差し引くと 490 万 2,662 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 19 日に管理会が開催され、同意を得ています。	

認定第 10 号	令和 6 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 3,034 万 9,793 円、これに対する歳出決算額は 2,134 万 7,010 円です。これを差し引くと 900 万 2,783 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 18 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 11 号	令和 6 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 11 号及び 12 号は、令和 6 年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、各会計の剰余金の処分について議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定により、各会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。 収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 4,817 万 3,605 円、支出総額 18 億 9,958 万 2,009 円で、損益計算書において 2 億 65 万 5,652 円の純利益が生じています。 なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 1 億 4,045 万 9,000 円、建設改良積立金へ 6,019 万 6,000 円をそれぞれ積み立て、資本金へ 3 億 3,997 万 4,258 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 2 億 3,310 万 6,000 円、支出総額 11 億 1,080 万 5,299 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	
認定第 12 号	令和 6 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
収益的収支の決算額は、収入総額 23 億 7,814 万 5,828 円、支出総額 20 億 7,966 万 9,360 円で、損益計算書において 2 億 8,173 万 5,109 円の純利益が生じています。 なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 2 億 8,173 万 5,000 円積み立て、資本金へ 2 億 6,758 万 7,000 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 5 億 1,748 万 5,907 円、支出総額 9 億 2,505 万 7,375 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	

報告第 7 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 5 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 6 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。 健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、数値なしとなっています。 実質公債費比率については、令和 6 年度の比率は 1.7%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。 将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、数値なし となっています。 資金不足比率については、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はありませんので、数値なしとなっています。
報告第 8 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
	令和 6 年度は、理事会を 2 回開催し、議案 6 件が原案のとおり可決されました。 役職員の異動については、8 月の任期満了に伴い、理事 1 名、監事 1 名が交代となっています。 財務の状況については、令和 6 年度は、事業用地の処分などを行っていないことから、531 万 5,740 円の当期純損失となり、準備金合計は、3 億 1,462 万 7,046 円となっています。借入金の期末残高は、短期借入金 2 億 3,900 万円、前年度比で 500 万円の増となっています。 土地の保有状況については、公有地残高の期首残高は、面積で 6,558 平方メートル、金額では 5 億 4,637 万 6,647 円でしたが、当期増加高は 35 万 4,771 円となったため、令和 6 年度の期末残高は、面積で 6,558 平方メートル、金額では 5 億 4,673 万 1,418 円となっています。 また、令和 6 年 5 月 21 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。

報告第 9 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市より指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。 令和 6 年度の合計入場者数は 9 万 896 人、使用料は 3,034 万 940 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 2,083 万 80 円となっており、実質の納入額は 951 万 860 円です。 公演事業については、令和 6 年度のテーマを「祝福のとき ～つなぎ、集うココロはすむ空間～」とし、幼児から高齢者、障がい者、健常者の交流と文化芸術活動の発表・体験の機会を提供とする事を目的とした、スローライフ～まつり筑紫野～みんなちがってみんないい！などの筑紫野市文化会館開館 40 周年記念 6 公演を含め、第 21 回ちくしの寄席立川生志“ふるさと応援”落語会柳家福多楼真打昇進披露公演、音楽の楽しみ方講座 2024～筑紫野の若き音楽家たち～を 3 回シリーズで開催するなど計 15 事業を実施しました。 公演事業の令和 6 年度の入場者率は、座席数に対して 71.8%の入場者率となっています。 決算の状況は、公益財団法人の会計については、公益法人会計基準に基づいて、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する公益目的事業会計、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する収益事業等会計、それと、財団の組織運営に関する法人会計に分かれた計算書となっています。なお、金額については、消費税を抜いた額での経理数字であり、経常収益合計については、9,150 万 664 円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益 8,492 万 3,636 円です。経常費用は 9,987 万 4,575 円です。なお、公益目的事業会計の経常費用計は同じ行の左端に記載の 6,854 万 8,389 円です。これらの費用の主なものは、公演事業や清掃等に関する委託費、人件費 及び 施設の光熱水費等です。 収入から支出を引いた当期経常増減額はマイナス 837 万 3,911 円で、これが当年度の収支です。一般正味財産期末残高 2,328 万 3,170 円と指定正味財産期末残高 1,500 万円を加えると、3,828 万 3,170 円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。	
報告第 10 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行っていますので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。 内容は、令和 6 年 12 月 26 日、筑紫野市下見の車道上において発生した事故により、相手方車両を破損させたものです。 この事故に伴う損害賠償額について、11 万 5 千円で示談協議が整いましたので、令和 7 年 7 月 8 日付で、専決処分を行ったところです。	

議案第 48 号	筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、基幹業務システムの標準化に伴い、印鑑登録の廃止に伴う手続きが一部変更となること、また、個人番号の独自利用事務を追加するため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 49 号	筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の育児に伴う部分休業制度の拡充措置、及び仕事と育児の両立を支援する措置を講じるため関係条例を改正するものです。	
議案第 50 号	筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国民健康保険法の改正により、健康保険証の返還の求めに応じない国民健康保険の世帯主に対し過料を科する規定が廃止されたため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 51 号	工事請負契約の締結について
本件は、文化会館舞台照明設備の老朽化に伴い、舞台照明設備更新工事契約を締結するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。 工事名は、文化会館舞台照明設備更新工事で、契約の方法は一般競争入札により事業者を選定しており、契約金額は 1 億 8,206 万 3,200 円です。 契約の相手方は、福岡市博多区光丘町 2 丁目 3 番 8 号、アユミ電業株式会社です。	
議案第 52 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 5 号）について
歳出予算の主な内容は、財政調整基金への積立として 4 億 7,892 万 7,000 円、二日市小学校校舎増改築事業として 7,253 万 2,000 円、届出保育施設等第 3 子以降保育料助成事業として 3,087 万円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 6 億 9,870 万 9,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 億 6,374 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 437 億 945 万 2,000 円とするものです。また、債務負担行為の補正については第 2 表のとおりです。	

議案第 53 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、保険給付費等交付金償還金として 1 億 371 万 7,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 1 億 2,445 万円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,445 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 98 億 2,327 万 2,000 円とするものです。また、債務負担行為については第 2 表のとおりです。	
議案第 54 号	令和 7 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の内容は、奨学資金貸付事業として 27 万 3,000 円の増額をするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 259 万円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 27 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 683 万円とするものです。	
議案第 55 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、国庫支出金返還金として 1,820 万 4,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 1 億 6,589 万 8,000 円の増額などをするものです。このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8,602 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 81 億 1,529 万 9,000 円とするものです。また、債務負担行為の補正については第 2 表のとおりです。	
議案第 56 号	令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、広域連合納付金として 6,389 万 4,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 6,565 万 3,000 円の増額をするものです。このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,565 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 33 億 2,737 万 4,000 円とするものです。	